



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県知事管理漁獲可能量の変更

所管課（室）名

漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第330号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和5年長崎県告示第455号）の一部を次のとおり変更し、令和6年5月31日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>38,500</u> トン	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>36,700</u> トン
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>36,000</u> トン 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年7月1日から令和6年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>35,800</u> トン 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト